

(第3弾) 新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金 Q&A

令和3(2021)年2月4日

No.	Q	A
1	協力金の対象となる営業時間短縮を実施する期間はいつからいつまでですか。	令和3年2月8日（月）21時から令和3年2月21日（日）24時までです。
2	申請するには、要請の全期間で営業時間短縮をしている必要がありますか。	2月8日（月）21時から2月21日（日）24時までの全期間で要請に応じていただく必要があります、1日でも応じない日があった場合は協力金の対象にはなりません。
3	要請期間中に新規で開業した場合は協力金の対象となりますか。	対象となりません。令和3年2月4日（時短営業要請日）より前から店舗を運営し、全ての期間で時短営業要請に応じていただく必要があります。
4	もともと21時までの営業としている飲食店でも協力金の対象となりますか。	対象になりません。ただし、もともとは21時以降営業していたにも関わらず、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、要請期間前から一時的に21時より前までに営業時間を短縮している場合は対象となります。その場合、短縮した時期及び21時以降営業していたことを証明する書類を別途提出ください。
5	終日休業とした場合は協力金の対象となりますか。	対象になります。
6	要請期間中に定休日を含んでいますが、定休日でも協力金の対象となりますか。	全期間営業時間短縮を実施していれば対象になります。
7	1店舗につき56万円の支給とありますが、店舗の数で支給額が変わるのですか。	時短要請に御協力いただいた店舗数に応じて、1店舗あたり56万円を支給します。
8	事業者が複数店舗を運営し、複数店舗で時短営業を実施した場合、店舗ごとに申請をする必要がありますか。	複数の対象店舗がある場合は、事業者が複数店舗分を申請していただきます。 （インターネット申請の場合） 店舗ごとに別々に申請 （郵送による申請の場合） 一括して複数店舗を申請可能
9	複数店舗を運営している事業者が、一部の店舗のみ時短営業要請に応じた場合、応じた店舗分の申請をすることができますか。	一部店舗のみの申請をすることも可能ですが、感染拡大防止の観点から、可能な限り全店舗における時短営業への御協力をお願いいたします。
10	申請する際の店舗数はどのように捉えたらよいか。	飲食店又は喫茶店営業許可証により判断します。

No.	Q	A
11	協力金の対象となる「飲食店」とはどのような店舗のことですか。	栃木県内に所在する食品衛生法に基づく飲食店又は喫茶店営業許可を受けている店舗のうち、もともと21時から翌朝5時までの間に営業していた店舗を指します。
12	酒類を提供していない店舗は、協力金の対象となりますか。	要件を満たせば協力金の対象となります。
13	酒類を提供していないカラオケ店は、協力金の対象となりますか。	要件を満たせば協力金の対象となります。
14	21時以降に料理の提供をせず、引き続き店内に客がいる場合は、営業時間短縮要請に応じたことになり、協力金の対象となりますか。	対象にはなりません。21時には完全に店を閉めていただく必要がありますので、適切なラストオーダー時間の設定や、客への閉店時間の周知などをお願いします。 また、酒類の提供は11時から20時までとなりますのでご注意ください。
15	時短営業要請に応じて21時までの時短営業をすることとしましたが、あわせて開店時間も早めることにしました。営業時間の長さは従来と変わらない場合でも協力金の対象となりますか。（例：19時から22時⇒18時から21時など）	今回の要請は、21時から翌朝5時までの営業時間を短縮していただくことが目的です。よって、全体の営業時間を早い時間にシフトするなど、営業時間の長さは変えない場合でも、時短営業要請の対象となる店舗で21時から翌朝5時までの間に営業を行わなければ、協力金の対象となります。
16	21時を超えて営業している店舗が、21時から翌朝5時までの間、テイクアウトやデリバリーのみに切り替えて営業する場合、協力金の対象になりますか。	時短要請の対象となる店舗で、21時から翌朝5時の間、店内営業を行っていない場合は、テイクアウトやデリバリーを行っていても協力金の対象となります。
17	惣菜・弁当などのテイクアウト専門店、コンビニエンスストアやスーパーマーケットのイートインスペース、自動販売機（自動販売機で調理を行うホットスナックなど）は協力金の対象となりますか。	時短営業要請の対象外ですので、時短営業を実施しても協力金の対象にはなりません。
18	ホテルや旅館の食堂の営業を21時までとした場合は、協力金の対象となりますか。	宿泊客以外にも飲食を提供する店舗であれば、協力金の対象となります。
19	県外に本社がある企業やNPO法人等は協力金を申請できますか。	要件を満たせば申請できます。
20	大企業は協力金を申請できますか。	要件を満たせば申請できます。
21	市町村等、地方公共団体は協力金を申請できますか。	申請できません。

No.	Q	A
22	店舗の営業委託を受けています。営業許可証の名義は委託元ですが、営業委託を受けている者（委託先）が協力金の申請することはできますか。	この協力金の申請者は、営業許可を受けた方としています。営業委託を受けている方（委託先）が申請することはできません。
23	第1弾、第2弾の協力金の申請をしましたが、第3弾も別に申請する必要がありますか。	第3弾も申請する必要があります。
24	申請するためには、「新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言」を行い、「取組宣言書」等を掲示する必要がありますが、店頭等に「取組宣言書」と「ステッカー」の両方を掲示しなくてははいけませんか。	原則として「取組宣言書」と「ステッカー」の両方を掲示していただきますが、「ステッカー」をダウンロードできないなどやむを得ない場合には、「取組宣言書」のみの掲示でも問題ありません。
25	「取組宣言書」をパソコンからダウンロードできない場合、どこでもらうことができますか。	県庁内の県民プラザ及び県民相談室（上都賀、芳賀、下都賀、小山、塩谷、那須、南那須、安蘇及び足利）に配置していますので、御活用ください。
26	飲食店営業許可証に記載された営業者の住所と本人確認書類の住所が異なっている場合、追加の添付書類が必要となりますか。	飲食店営業許可の住所変更の届出を行っていただいた上で、許可証に裏書証明してもらったものの写しか、受付印が押された住所変更の届出の写しをお送りください。 どちらも難しい場合は、運転免許証の裏面、住民票の写し、戸籍の附票など、飲食店営業許可証に記載された営業者の住所が確認できる書類をお送りください。